

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和4年4月6日（総22第39号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が4月18日まで延長されました。
- 活動制限レベル2の地域では、飲食店やショッピング・モールの営業時間が午後10時まで延長されました。
- バリ州の活動制限の延長に関しては、今後レベル変更が生じた際に、領事メールでお知らせいたします。

1. 4月4日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を4月18日まで延長する旨の内務大臣指示（2022年20号）を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、ジャカルタ首都圏やバリ州を含む多くの主要地域の活動制限レベルに変更はありませんでした。他方、西ジャワ州バンドン市や中部ジャワ州スマラン市等の一部地域ではレベルが引き下げられました。

レベル3：ジョグジャカルタ特別州 等

レベル2：ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ボゴール県・市、デポック市）、西ジャワ州のバンドン市、カラワン県、バリ州 等

レベル1：中部ジャワ州スマラン市、東ジャワ州スラバヤ市 等

3. ジャワ・バリの活動制限レベル2では、屋台、路上飲食店、レストラン、食堂、カフェ、ショッピング・モール等の営業時間が午後10時まで延長され、映画館及び映画館内の飲食店の収容率がそれぞれ70%と50%に引き下げられました。それ以外の変更はありません。従来の活動制限内容については、3月8日付の当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100313322.pdf>）を参照してください。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。なお、バリ州の活動制限の延長に関しては、今後レベル変更が生じた際に、領事メールでお知らせいたします。